

令和元年11月29日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から令和元年10月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	64トン	91トン	超過済
		0.1トン	91トン	超過済
3	クリーム	29トン	21トン	8トン
		7.8トン	21トン	超過済
4	粉乳類	50,712トン	22,626トン	28,086トン
		11,065トン	21,506トン	超過済
5	無糖れん乳	2,168トン	1,087トン	1,081トン
		7.7トン	1,078トン	超過済
6	加糖れん乳	116トン	213トン	超過済
		13トン	44トン	超過済
7	ヨーグルト	13トン	15トン	超過済
		0トン	15トン	超過済
8	バターミルク	188トン	17トン	171トン
		5.6トン	8.8トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925トン	24,098トン	43,827トン
		36,287トン	21,565トン	14,722トン
10	その他の乳製品	12,628トン	4,954トン	7,674トン
		6,836トン	4,954トン	1,882トン
11	バター	15,408トン	14,429トン	979トン
		731トン	14,163トン	超過済
12	雑豆	109,966トン	52,059トン	57,907トン
		78,537トン	32,284トン	46,253トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756トン	2,924,385トン	2,963,371トン
		3,064,807トン	2,853,223トン	211,584トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	718,239 トン	599,964 トン
		212,886 トン	161,111 トン	51,775 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	352,830 トン	447,793 トン
		714,372 トン	352,830 トン	361,542 トン
15	コーンスターク	1,135 トン	2,128 トン	超過済
		125 トン	2,128 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	5,207 トン	11,203 トン
		2,906 トン	4,844 トン	超過済
17	マニオカでん粉	164,864 トン	88,029 トン	76,835 トン
		161,600 トン	88,029 トン	73,571 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	9,078 トン	12,996 トン
		22,074 トン	9,078 トン	12,996 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	902 トン	863 トン
		858 トン	862 トン	超過済
20	イヌリン	791 トン	697 トン	94 トン
		6.9 トン	40 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	21,110 トン	16,210 トン
		37,406 トン	21,110 トン	16,296 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	138 トン	234 トン
		344 トン	138 トン	206 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	3,319 トン	6,244 トン
		1,792 トン	1,421 トン	371 トン
24	でん粉調製品	108 トン	153 トン	超過済
		101 トン	153 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	1,757 トン	4,510 トン
		143 トン	1,093 トン	超過済
27	調製食用脂	21,111 トン	5,336 トン	15,775 トン
		98 トン	941 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	1.0 トン	7.5 トン
		8.5 トン	1.0 トン	7.5 トン
29	生糸	479 トン	149 トン	330 トン
		475 トン	149 トン	326 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。